

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の概要

目的 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進すること。

- 本法のポイント**
- ① 障害者、高齢者等に関する施策の実施状況の一元的な公表（第2）
 - ② ユニバーサル社会推進会議の設置による情報共有と関連法律の施策の推進（第4）
 - ③ 施策実施段階における障害者、高齢者等からの意見の反映（第3の2）

第1 総則

1 定義

- ・「ユニバーサル社会」= 障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会
- ・「障害者、高齢者等」= 障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者
- ・「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策」= 障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、(1)～(5)を達成することを目指して行われる諸施策
 - (1) 障害者、高齢者等にとっての社会的障壁の除去
 - (2) 障害者、高齢者等があらゆる分野における活動に参画する機会の確保
 - (3) 障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること。
 - (4) 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用できること。
 - (5) 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとする。

2 国及び地方公共団体の責務、事業者及び国民の努力

3 法制上の措置等

- ・法制上、財政上の措置等を講ずる国の義務を規定
- ・法制上、財政上の措置等を講ずる地方公共団体の努力義務を規定

第2 諸施策の実施状況の公表

- ◆ 政府は、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならないこと。

第3 諸施策の策定等に当たっての留意等

- 1 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たり、(1)～(6)に特に留意しなければならない。
 - (1) 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者の、教育の内容及び方法の改善及び充実
 - (2) 障害者、高齢者等の多様な就業の機会の確保
 - (3) 障害者、高齢者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の確保
 - (4) 障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段の確保
 - (5) 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置
 - (6) 選挙等に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができること。
- 2 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し及び実施するに当たり、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- 3 国及び地方公共団体によるユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興等
- 4 国及び地方公共団体による障害者、高齢者等が利用しやすい施設及び製品の普及等

第4 ユニバーサル社会推進会議

- ◆ 関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設置

その他

- 1 施行日：公布の日から施行
- 2 施行後3年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

参考

平成30年4月18日、衆議院国土交通委員会におけるバリアフリー法改正案（閣法）の採決に際し、全会一致で、「障害をお持ちの方にとっても健常者にとっても誰にとっても暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指すには、今回の法改正に加え、幅広い施策を推進することが不可欠である。国会において、そのために必要な立法措置を引き続き講じていくよう努める」旨の附帯決議が行われたところ